

日本外交文書

大正九年 第二冊 上卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する階段となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として対欧洲関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正九年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また対欧洲関係文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一 対独平和条約実施後ノ山東問題ニ関スル件	一
二 中国改革借款一件	六
三 米國提議ノ对中国新借款団ニ関スル件	一六
四 安徽直隸兩派間抗戦ニ関スル件	四三
五 日本公使館ニ於テ徐樹錚等庇護一件	五四
六 中国ヘノ兵器供給ニ関スル件	六五

(以上上卷)

目次

- 七 南潯鉄道ニ関スル件
- 八 四洮鉄道ニ関スル件
- 九 日中軍事協定廢棄ニ関スル件
- 一〇 福州ニ於テ日中両国人衝突一件
- 一一 中国ノ日貨排斥運動ニ関スル件
- 一二 湖南地方ニ於ケル南北兩軍間抗戦ノ際ノ日本側被害一件
- 一三 中国内政關係雜件

附録 日本外交文書大正九年第二冊日附索引

(以上下卷)

事項一 対独平和条約実施後ノ山東問題ニ関スル件

一 一月十日 在濟南森總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

膠州灣還附協定日中間ニ成立スル迄ノ間山東鐵道
沿線ノ中国人ニ対スル我が行政權及司法權ニ関ス
ル件

- 附記一 大正八年十二月六日在濟南總領事發外務大臣宛第一四〇号電報
- 二 大正八年十二月三十日外務大臣發在濟南總領事宛第八五号電報

第三号

客年貴電第八五号ニ関シ

拙電第一四〇号請訓ノ趣旨ハ講和条約効力發生ト共ニ鐵道
附屬地ノ占領ハ当然終了スベキニ尙軍令ヲ適用シテ支那人
ニ司法權及行政權ヲ及ボスコト法理上ノ根拠ナキヤニ思考
セラレ而モ鐵道沿線ニ於ケル民政ヲ撤廢スル以上青島守備
軍民政部事務官トシテ之ヲ行使スルコト能ハザル可ク又領
事トシテ軍令ヲ適用スルコト及憲兵ニ指示ヲ与フルコトモ
不可能ナルベキニ付(一)右処分ノ主体ハ領事タルベキヤ將又
事務官名ヲ以テスベキヤ(二)附屬地内ノ支那人ニ対スル實際

一 対独平和条約實施後ノ山東問題ニ関スル件 一

ノ処理方ニ付伺出タル次第ナルガ御回訓ノ趣ニテハ民政ノ
撤廢トハ実ハ坊子民政署ノ撤廢ニ過ギズシテ事實上改変ナ
ク從テ(一)ニ付テハ支那人ニ対シ一切司法權ヲ及ボサザルコ
トトスル御方針ナルヤニ思考セララルル処卑見ニテハ独逸時
代ニ於テハ鐵道警備ハ支那警察ニ任セ居リシモノノ如ク帝
國ノ今日租借地帯ニ行使セル司法、行政權ハ独逸ヨリ繼承
シタルモノニアラズシテ全ク戰爭ノ結果ニ外ナラザルベク
從テ平和克服ニ依リ占領ノ終了ト共ニ其權限ヲ失フベキニ
付寧ロ講和条約効力發生ノ好機會ニ於テ不評判ナル民政ヲ
名実共ニ撤廢シ鐵道ノ警備並沿線在留ノ日本人保護上必要
ナル憲兵ヲ殘シ之ニ外務省警察官ヲ兼任セシメ鐵道、鉅山
ノ保護、取締ニ関スル事項ハ之ガ管理者タル青島守備軍民
政部所屬ノ憲兵ヲシテ事務官トシテノ領事ノ支持ヲ受ケシ
メ又領事裁判權ノ發動タル本邦人ノ保護取締ニ関スル事項
ニ関シテハ領事ノ指示ノ下ニ領事館令ヲ適用シテ処理セシ
ムルニ於テハ少クトモ表面上理論一貫シ支那官民並諸外國
ノ誤解ヲ解キ感情ヲ融和スルコトヲ得テ日支間ノ商議上多
少ノ効果アルベキモ名実相反セル民政撤廢ノ声明ハ却テ益

一